

議案第91号

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和7年11月26日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例
東京都板橋区特別区税条例（昭和39年板橋区条例第47号）の一部
を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項
をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年
総理府令第23号。以下「府令」という。）第1条の8第1項に規定す
る方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置を
とるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「昭和47年6
月」を「昭和47年」に、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事
項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧を
することができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第15条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。
以下「府令」という。）」を「府令」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1
号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後
にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、
なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、所在が判明しない者に対する納税通知書等の公示の方法を改める必要がある。